

転居届の手続き

R2.10.20 改

城陽市内で引っ越された方は、新住所にお住みになってから14日以内に、転居届を市役所市民課に提出してください。

届出には、**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険証など）が必要です。

なお、外国人住民の方は、「**在留カード**」「**特別永住者証明書**」を持参して手続きをしてください。

◆転居に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方	手続きの内容	窓口番号	担当課
印鑑登録をされている方	印鑑登録証（城陽市民カード）は引き続き使用できます。手続きの必要はありません。	本庁舎 1階 2	市民課 ☎56-4025
マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方	カードを持参して手続きをしてください。		
住民基本台帳カード（写真付き）をお持ちの方			
外国人住民の方	「在留カード」「特別永住者証明書」の住居地の裏書きをしますので持参してください。		
し尿収集をされている方 希望される方	<旧住所>し尿収集を廃止される方は、廃止の届をしてください。 清掃手数料の精算をしてください。 <新住所>新規の申し込み手続きをしてください。	上下水道部 経営管理課 (平川広田 67 番地) ☎52-2044	市民課 ☎56-4025
水道（下水道）の手続き	<旧住所> 水道（下水道）を止める手続きは、 ☎ 0774-52-2044 に電話してください。 (番号はお間違えのないようにお願いします) <新住所> 水道（下水道）開栓の申し込み手続きをしてください。予納金が必要です。 上下水道部でも受け付けています。		
城陽市の国民健康保険に加入されている方	国民健康保険被保険者証・印鑑を持参して住所変更の手続きをしてください。	本庁舎 1階 4-2	国保医療課 ☎56-4038
後期高齢者医療制度に加入されている方	後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持参して住所変更の手続きをしてください。		国保医療課 ☎56-4039
福祉医療【老人・障害・ひとり親】及び子育て支援医療の助成を受けている方	医療受給者証・印鑑を持参して住所変更の手続きをしてください。	本庁舎 1階 4-3	

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	窓口番号	担当課
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	国民年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	本庁舎 1階 4-1	国保医療課 ☎56-4090
	既に年金を受給している方	年金受給権者住所変更届（国保医療課にあります）を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務所が現況確認できた方は手続き不要です。		
	年金を受給していない 60～65歳の方	基礎年金番号住所変更届を年金事務所へ提出してください。		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳・印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。	西庁舎 1階 1	福祉課 ☎56-4033
自立支援医療費の給付を受けている方		受給者証・印鑑等を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けている方		印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
児童手当を受けている方		印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。お子様と別居される場合も、届が必要です。	西庁舎 1階 3	子育て支援課 ☎56-4036
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方		手当証書・印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
介護保険	65歳以上の方	介護保険被保険者証を持参して住所変更の手続きをしてください。	西庁舎 1階 2-2 2-3	高齢介護課 ☎56-4043
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	◎認定を受けておられる方は、介護保険負担割合証等も持参して、住所変更の手続きをしてください。		
市立の小学校及び中学校の児童・生徒		校区が変わる場合は、市民課で就学通知書をお渡ししますので、前の学校からの在学証明書・教科書給与証明書を持参して、新しい学校で入学手続きをしてください。	西庁舎 3階 2	教育委員会 学校教育課 ☎56-4004
「広報じょうよう」配布場所の変更を希望される方		「広報じょうよう」は直接ポストにお届けしておりますので、お手続きは必要ございません。なお、届かない場合は、（公社）城陽市シルバー人材センター（☎52-9486）までお問い合わせください。	本庁舎 2階	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051
自治会加入（変更）を希望される方		転居先住所の自治会をお知らせします。ぜひ加入してください。	本庁舎 1階 1	市民活動支援課 市民活動支援係 ☎56-4001
犬の登録をされている方		飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 （寺田南堤下1番地） ☎53-1400	